

令和7年度 熊野古道中辺路及び高野参詣道ロングトレイル推進業務委託
仕様書

1. 委託業務の名称

令和7年度 熊野古道中辺路及び高野参詣道ロングトレイル推進業務

2. 事業趣旨

和歌山県には、「熊野古道」「高野参詣道」「葛城修験」などの世界に誇る巡礼の道があり、県では和歌山県街道マップや押印帳などを整備し、これらの道を歩いて旅をする方々の誘客に努めているところである。

本事業ではこれらの道のうち、今年度は熊野古道中辺路及び高野参詣道に焦点を当て、ロングトレイルの観点から「複数日の宿泊を伴いながら長く歩いていただくこと」を主目的として、情報整備及び情報発信を行い、もって目的に叶った旅行者の誘客に繋がるよう施策を展開する。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

(1) 中辺路ロングトレイルモデルプランの作成等

熊野古道中辺路を通して歩くためのモデルプランを作成すること。なお、作成したモデルプランは和歌山県公式観光サイト (<https://www.wakayama-kanko.or.jp/>) に情報を掲載するので、下記事項に留意した上で、訪問者に中辺路及びロングトレイルの魅力が伝わるテキストの作成及び写真の撮影を行うこと。なお、県公式観光サイトへの情報掲載作業は県にて行うため、受託者の掲載にかかる業務は発生しない。

【留意事項】

- ①モデルプランは「全体の行程アウトラインページ」と「1日分に分けた詳細ページ」に分けてサイトに掲載する。また、これらを簡易的に1ページにまとめた英語版も英語サイトに掲載するので、英語のテキストも作成すること

※日本語イメージ（例）：https://www.wakayama-kanko.or.jp/courses/detail_53.html

※英語イメージ（例）：https://visitwakayama.jp/en/itineraries/detail_15.html

- ②行程は、「紀伊田辺駅～北郡越～発心門王子～熊野本宮大社～小雲取越・大雲取越～熊野那智大社・那智山青岸渡寺～熊野速玉大社」を通るルートとする。なお、宿泊するエリアや1日の区間などは、受託者の提案をもとに県と協議の上決定することとする。

(2) 中辺路及び高野参詣道のロングトレイル PR

中辺路及び高野参詣道を PR するため、中辺路においては上記(1)②で示す全区間を、高野参詣道においては「九度山駅～町石道～(高野山宿坊泊)～女人道～(高野山宿坊泊)～黒河道～橋本駅」を著名人等に歩いていただき、広くその様子等を訴求効果の高い方法で発信すること。なお、発信にあたっては、下記事項に留意すること。

【留意事項】

- ①中辺路及び高野参詣道それぞれに対し、ターゲット設定を行い、そのターゲット層に訴求できる方法及び内容で PR を行うこと。
- ②中辺路の PR にあたっては、必ずしも全行程を一度で歩き切らなくても構わないものとする。例えば「紀伊田辺駅～熊野本宮大社」と「熊野本宮大社～熊野速玉大社」などのように 2 回に分けて歩き、それぞれ発信するような形も可能とする(その場合、歩く著名人等も同一人物であることは必須としない)。
- ③高野参詣道の PR にあたっては、道の PR はもちろんのこと高野山内での過ごし方や宿泊体験等も含めて PR を行うこと。

(3) 中辺路及び高野参詣道の訪問者データ収集及び分析等について

ロングトレイル推進のため、中辺路及び高野参詣道の訪問者データ(年齢、性別、居住地、アクセス方法、訪問のきっかけ、滞在日数及び訪問場所・ルート、ロングトレイルに対する関心等)を取得し、その現状分析及び課題抽出等を行うこと。また、得られた結果を踏まえ、その結果を翌年度以降の本県のロングトレイル推進施策等にどのように活かしていくことができるか、専門的な知見に基づく助言や提案も併せて行うこと。

5. 成果物

以下について、データで納品を行うこと。

- (1) 4.(1)に関するテキスト(Word 等)及び写真データ(jpeg 等)
- (2) 4.(2)に関する発信結果報告書(様式・データ形式は問わない)
- (3) 4.(3)に関する訪問者データ(データ形式は問わないが修正可能なデータ形式とすること)及び分析結果等報告書(様式・データ形式は問わない)

6. 著作権等

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有して

いた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

（２）受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

（３）成果物は、県が自由に二次使用できるものとする。

7. その他留意事項

（１）受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

（２）本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。